

阪大ESSで築いた仲間との絆、

10年後も20年後もずっと大事にしていきませんか？

大阪大学ESS
OB・OG会

山吹会

のお知らせ

Web Site: <http://yamabukikai.ojaru.jp/>

ESSで得たもの。

堂々と英語を話す力

ロジカルに考え抜く力

舞台上でどんな気持ちも表現する力

そして、何より

同期・先輩・後輩との厚い繋がり。

山吹会は、そうした大切な人間関係が

10年後も20年後もずっと続いていくことを願って作られました。

この会を通して生まれる、新たな繋がりもあるかもしれません。

『大阪大学ESS』の名のもとに世代を超えて多種多様な人々が集まります。

～山吹会の主な活動～

総会の開催

山吹会会員の親睦、及び現役部員との交流を目的とした総会を開催します。

山吹会メーリングリスト

会員同士の情報交換などご自由にお使いいただけるメーリングリストに参加していただけます。

現役部員からはOUES S についての情報（大会の入賞記録、ドラマ冬公演などOUES S 主催のイベントの案内）が届きます。

～規約～

【名 称】

第1条 本会の名称は山吹会（大阪大学E S S 及び大阪外国語大学E S S O B ・ O G 会）とする。

【目 的】

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、ESS への助言、援助を行い、その他種々の活動を行っていくことを目的とする。

【会 員】

第3条 本会は、大阪大学E S S、又は大阪外国語大学E S S に在籍し、かつ、原則として1年以上活動に参加していた者を会員とする。

【役員およびその任期】

第4条 本会は以下の役員をもって運営する。

会 長 1名

主 務 1名 会 計 1名 総会幹事 1名 監 事 1～3名

- (1) 役員の任期は4年とし、再任は妨げない。ただし、特別の事情がある場合を除き2期を超えないものとする。
- (2) 役員の改選は総会出席者の過半数の承認を必要とする。

【活 動】

第5条 本会は目的のために必要な活動を行う。

- (1) 大阪大学E S S へ活動支援（備品寄贈等）を行う。
- (2) 部誌の送付等を通じて、会員に大阪大学E S S の活動情報等の提供を行う。
- (3) 総会の開催、会員名簿の送付等を通じて、会員同士及び会員と現役部員との交流を図る。
- (4) その他、会の目的を果たすための諸活動を行う。

【財政】

第6条 本会の運営を円滑に運ぶために、会員から適切な額の会費を徴収するものとする。

- (1) 会費は、年額1000円以上の任意の額とする。
- (2) 会の財政は、会費、寄付金、その他で賄うものとする。
- (3) 会計年度は4月1日より翌年の3月末日までとする。
- (4) 会費の未納者でも会員資格の剥奪は行わない。
- (5) 年に一度、会員に対し、会計報告を行うものとする。

【規約改正と細則】

第7条 規約改正及び各条項の細則を決定する場合は総会出席者の過半数の賛成を要する。

【附 則】 施行年月日：本規約は平成19年11月1日から施行する。

以上

～入会方法～

② 規約をお読みください。

② 山吹会ウェブサイト上のお問い合わせメールフォームより、
件名に「入会希望」とご記入の上ご連絡ください。

③ 高田より入会届が届きます。ご記入の上、ご返送ください。

※いただいた情報は、山吹会会員・OUESS部員以外の第三者に提供することはありません。

④ ご記入されたメールアドレスを OUESS 山吹会メーリングリストに追加させていただきます。
追加確認のメールが届きましたら、晴れて入会完了となります！

不明な点があれば、山吹会ウェブサイトの『お問い合わせ』よりご連絡ください。

<http://yamabukikai.ojaru.jp/>

文責・高田芳洋（山吹会主務）

2009 年